



第4回

社会保険講座



中谷 知世

雇用保険の目的

今回は雇用保険についてご紹介します。雇用保険はどのような目的で制定されたのでしょうか。雇用保険の主な目的は以下の3点の「保険事故」について必要な給付を行うことです。

- ・労働者が失業した場合
(自己都合の退職、雇止め、解雇など)
- ・労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合
(高年齢、育児、介護により収入が低下する場合)
- ・労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合
(雇用安定・就職の促進を図るため、教育訓練をうける場合)

保険給付については次回でご説明いたしますので、今回は雇用保険が適用される事業、また加入手続きをする必要がある労働者について確認致します。

雇用保険が適用される事業

→原則として法人、個人(農林水産業以外)問わず労働者を1人でも雇用する事業

被保険者の種類

- ① 一般被保険者
- ② 高年齢継続被保険者
- ③ 短期雇用特例被保険者
- ④ 日雇労働被保険者

雇用保険の被保険者には4つの種類があります。どの被保険者に該当するかによって給付内容や金額が異なります。短期雇用特例被保険者とは出稼ぎ労働者、日雇労働被保険者は日雇労働者が該当します。ほとんどの方が一般被保険者、もしくは高年齢継続被保険者に該当しますのでこの2点を重点的にご説明いたします。

① 一般被保険者とは…

一般被保険者とは②～④に該当しない者が被保険者となります。また、31日以上の雇用見込みがあり、かつ週所定労働時間が20時間以上である場合はパート・アルバイトであっても被保険者となります。

その他の具体的判断

- ・株式会社の代表取締役、個人事業主については被保険者となることはない。
- ・学生は被保険者とはならないが、休学中または定時制の学生や、卒業を予定している者で卒業後も引き続き雇用されることとなっている場合は被保険者となる。
- ・2つ以上の職場で働いている場合、主たる賃金を受け取る方の事業場においてのみ被保険者となる。

② 高年齢継続被保険者とは…

65才前から引き続き雇用されている方が65才以後も継続雇用されている場合、高年齢継続被保険者に変わります。つまり65才以降に新しく雇用された方は被保険者に該当することはありません。

※雇用保険法改正により2017年1月1日から年齢制限が撤廃されます。65歳以降新しく雇われた方も被保険者に該当します。